

# 平成 24 年建築設備士試験の案内

平成 24 年 2 月

財団法人 建築技術教育普及センター

建築設備士試験は、建築士法第 20 条第 5 項及び同法施行規則第 17 条の 18 に基づき、国土交通大臣の登録(登録学科試験及び登録設計製図試験)を受けた登録試験実施機関である財団法人 建築技術教育普及センターが実施しているものです。

建築設備士制度は、建築設備の高度化、複雑化が進みつつある中で、建築設備に係る設計及び工事監理においてもこれに的確に対応するために、昭和 58 年 5 月、建築士法の改正時に創設されました。

建築士法第 20 条第 5 項においては、建築士が、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合に、建築設備士の意見を聴いたときは、設計図書又は工事監理報告書において、その旨を明らかにしなければならないこととされています。また、建築基準法による建築確認申請書、完了検査申請書及び中間検査申請書においても、その旨を明らかにしなければならないこととされています。

建築設備士は、建築設備全般に関する知識及び技能を有し、建築士に対して、高度化、複雑化した建築設備の設計及び工事監理に関する適切なアドバイスを行える資格者として位置付けられています。

## 1. 受験資格

下記の区分のいずれかに該当する方は受験資格があります。

区分	条件		学 歴 、 資 格 等		建築設備に関する 実務経験年数	
			最 終 卒 業 学 校 又 は 資 格	課 程		
学 歴 + 実 務	(一)	大学(新制大学、旧制大学)		正規の建築、機械、電気又はこれらと同等と認められる類似の課程	卒業後 2 年以上	
	(二)	短期大学、高等専門学校、旧専門学校		〃	〃 4 年以上	
	(三)	高等学校、旧中等学校		〃	〃 6 年以上	
	(四)	イ	専修学校(専門課程) (修業年限が 4 年以上、かつ、120 単位以上を修了した者に限る。)		〃	〃 2 年以上
		ロ	イに掲げる専修学校(専門課程)以外の専修学校(専門課程) (修業年限が 2 年以上、かつ、60 単位以上を修了した者に限る。)		〃	4 年以上
		ハ	イ・ロに掲げる専修学校(専門課程)以外の専修学校(専門課程)		〃	〃 6 年以上
	(五)	イ	職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校 (長期課程)		〃	〃 2 年以上
		ロ	職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校 (応用課程)※			
		ハ	職業訓練大学校(長期指導員訓練課程又は長期課程)			
		ニ	職業訓練短期大学校(特別高等訓練課程、専門訓練課程 又は専門課程)を卒業した後、職業能力開発総合大学校 又は職業能力開発大学校(応用課程)			
	(六)	イ	職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業 能力開発短期大学校(専門課程)		〃	〃 4 年以上
		ロ	職業訓練短期大学校(特別高等訓練課程、専門訓練課程 又は専門課程)			
	(七)	イ	高等学校を卒業した後、職業能力開発校、職業能力開発 促進センター又は障害者職業能力開発校(普通課程)		〃	修了後 6 年以上
ロ		高等学校を卒業した後、職業訓練施設(職業訓練短期大学 校を除く。)(高等訓練課程、普通訓練課程又は普通課程)				
資 格 + 実 務	(八)	イ	一級建築士	〃	2 年以上 (資格取得の前後 を問わず、通算 の実務経験年数)	
		ロ	一級電気工事施工管理技士			
		ハ	一級管工事施工管理技士			
		ニ	空調和・衛生工学会設備士			
		ホ	第 1 種、第 2 種又は第 3 種電気主任技術者			
実務のみ	(九)	建築設備に関する実務の経験のみの者			9 年以上	
—	(十)	区分(一)から(九)までと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者				

※ 職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校において、専門課程のうち正規の建築、機械又は電気に関する課程を修めて卒業した者に限る。

### (1) 受験資格に関する学校の課程について

#### ① 認められている課程

建築学科、建築科、建築工学科、建築設備工学科、設備工業科、  
機械学科、機械科、機械工学科、生産機械工学科、精密機械工学科、応用機械工学科、  
電気学科、電気科、電気工学科、電子科、電子工学科、電気電子工学科、電気通信工学科、通信工学科  
(「建築第 2 学科」等の第 2 学科を含む)

#### ② 個々に認める課程

上記①の課程以外の課程については、申込者ごとに提出された成績証明書又は単位取得証明書により、一定の科目を履修していることが確認できたものを認めます。

(2) 建築設備に関する実務経験について

実務経験として認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計事務所、設備工事会社、建設会社、維持管理会社等での建築設備の設計・工事監理(その補助を含む)、施工管理、積算、維持管理(保全、改修を伴うものに限る)の業務</li> <li>・官公庁での建築設備の行政、営繕業務</li> <li>・大学、工業高校等での建築設備の教育・研究</li> <li>・大学院、研究所等での建築設備の研究(研究テーマの明示を必要とします)</li> <li>・設備機器製造会社等での建築設備システムの設計業務</li> </ul>
実務経験として認められないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築設備に関係しない業務(建築物の設計、工事監理又は施工管理を行っているが、このうち建築設備に関する業務に直接携わっていない場合を含む)</li> <li>・単なる作業員としての建築設備に関する業務(設計図書の特レース、計器類の監視・記録、機器類の運転、その他工事施工における単純労働等)</li> </ul>

2. 試験のスケジュール

(1) 試験日及び時間割

試験の区分	試験日	時間割	
「第一次試験」 (学 科)	6月24日(日)	9:45~10:00(15分)	注意事項等説明
		10:00~13:00(3時間)	建築一般知識、建築法規
		13:00~14:00(1時間)	休 憩
		14:00~14:10(10分)	注意事項等説明
		14:10~17:10(3時間)	建築設備
「第二次試験」 (設計製図)	8月26日(日)	10:45~11:00(15分)	注意事項等説明
		11:00~16:30(5時間30分)	建築設備基本計画、建築設備基本設計製図

※ 平成23年の試験の「第一次試験」(学科)に合格している場合、本人からの申請により平成24年の試験の「第一次試験」(学科)が免除されます。

(2) 試験地

札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪府、広島市、福岡市及び沖縄県※

※ 沖縄県については、「第一次試験」(学科)のみ実施します。また、沖縄県で「第一次試験」(学科)を受けた受験者については、「第二次試験」(設計製図)の試験地は原則として福岡市とします。

(3) 合格者の発表

「第一次試験」(学科)……………平成24年8月2日(木)頃

「第二次試験」(設計製図)…平成24年11月1日(木)頃

3. 受験申込書の受付等

(1) 受験申込関係書類(受験申込書一式、受験総合案内書等のセット)の頒布

- ① 頒布期間 平成24年2月27日(月)~3月30日(金) (ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。)
- ② 頒布時間 午前9時30分~午後4時30分(ただし、3月30日については午後3時まで。)
- ③ 頒布場所 別表(4頁)参照 ※郵送希望を含む。
- ④ 頒布価格 1セット 1,050円(本体1,000円)

(2) 受験申込書の受付

- ① 受付期間 平成24年3月5日(月)~3月30日(金) ※「第一次試験」(学科)免除の場合も同様
- ② 受付場所 (財)建築技術教育普及センター 本部
- ③ 申込方法 上記②の受付場所へ簡易書留による郵送(締切日の消印のあるものまで有効)

(3) 受験手数料 34,650円(うち消費税額1,650円)

4. 受験申込に必要な書類

(1) 受験申込書— I・II(所定の用紙)

(2) 写 真(縦4.5cm、横3.5cm×2枚)

(3) 受験資格を証明する書類

① 「第一次試験」(学科)から受験する場合

受験資格の区分	必要な受験資格を証明する書類
学歴+実務による受験	認められている課程 — 卒業証明書(学校発行のもの)
	個々に認める課程 — 卒業証明書及び成績証明書又は単位取得証明書(いずれも学校発行のもの)
資格+実務による受験	各資格の証明書等の写し〔一級建築士(免許証)、一級電気工事・管工事施工管理技士(検定合格証明書)、第1種・第2種・第3種電気主任技術者(免状)](ただし、空気調和・衛生工学会設備士については、「設備士資格検定試験合格証明書」(財)空気調和・衛生工学会発行のもの)が必要です。
実務のみによる受験	証明書等は必要ありません。

※ 平成23年以前に受験した場合、平成23年以前の受験票の提出により上記の証明書等は省略できます。

② 「第二次試験」(設計製図)から受験する場合

平成23年建築設備士試験「第一次試験」(学科)合格証書の写し

(4) 受験特別措置に関する書類

身体に障がいがあるため、受験に際し、特に何らかの措置(座席の配慮、試験時間の延長等)を希望される方は、障がいの程度を証明する書類等が必要となりますので、当センター本部にお問い合わせ下さい。